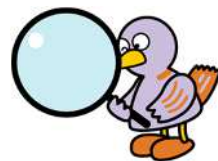


特別調査、特別監査について

埼玉県福祉部福祉監査課

特別調査・指導担当



埼玉県のマスコットコバトン

1

特別調査、特別監査

①特別調査

- ・緊急に対応すべき重大な不正や権利侵害のおそれ等を内容とする苦情・通報を受けた場合に実施する。
- ・事実関係を確認し、問題点があれば改善指導を行う。

②特別監査

- ・利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合や、法人・施設が運営等に重大な問題を有する場合に、行政処分の前段階として実施する。

2

① 虐待

1 身体的虐待

- ・言うことを聞かなかったので、腕や肩を叩いた。
- ・後ろから羽交い絞めにした。

2 介護・世話の放棄・放任

- ・ナースコールが鳴らないように細工をした。
- ・動かないように車いすを廊下の手すりに紐で結び付けた。

3 心理的虐待

- ・大声で行為を促す。
- ・共用スペースにあるTVを見られないようにし、団らんの場をなくす。

4 性的虐待

- ・管理者による性行為
- ・個室における職員による利用者への身体接触

5 経済的虐待

- ・利用者の預かり金を本人・家族に無断で使用する。

3

虐待防止

施設として虐待防止に取り組む。

1 職員の育成(＝利用者の処遇向上)

- ・虐待防止研修会で虐待についての認識を高め、利用者の処遇方針を徹底する。(欠席した職員や非常勤職員・派遣職員にも、しっかりと情報を伝達する。)
- ・適時の職場研修、外部研修への参加

(職員自らが考え、発言できるよう研修内容を工夫する。)

2 職員を大切に(＝職員の確保→利用者の処遇向上)

- ・働きやすい職場環境の整備
- ・業務量に応じた職員数の確保
- ・職員が1人で悩まず相談等ができる体制、サービス残業の廃止 など

3 利用者・家族への対応を丁寧に行うこと

4 再発防止や加害職員への対応を適正に行うこと

- ・虐待を行った職員の退職願に対しては、安易に認めるのではなく、法人の規程に基づく処分等を検討すること。

4

② 給付費の不正受給

必要な人員が確保できているか。

- 1 各事業所において必要な職員を確保できているか
 - ・ 管理者、看護師、介護職員、介護支援専門員等の確保。
 - ・ 基準上の必要職員数は満たしているか。
 - ・ 常勤・専従要件、資格の有無等は満たしているか。
 - ・ 常勤換算する場合の前年度利用者数の算定は正しいか。
- 2 給付費の加算や減算は正しく算定されているか
 - ・ 人員・要件の加算要件を満たさなくなったのに加算を取り続けていないか。
 - ・ 人員・要件が欠けている場合は減算しているか。

5

③ 私的流用

複数の目でチェックすることが重要。

- 1 複数の目でチェックする体制をつくること
 - ・ 通帳と印鑑の管理は異なる者が行う。
 - ・ 通帳の出入金や預り金については定期的に複数の目でチェックする。
 - 2 コンプライアンスを遵守すること
 - ・ 公私の区別をつける。
 - 3 不正行為等を発見した場合は適切に対応すること
 - ・ 私的流用の返還請求
 - ・ 所轄庁への報告（警察への被害届）
- ※ 不正行為等を発見したにもかかわらず、役員等がそれに対応しなかった場合は、当該役員等が損害賠償責任を問われる可能性があります。

6

福祉監査課の取組

県HPで公開中

埼玉県 指導監査

検索

- 社会福祉法人運営の手引き
- 社会福祉法人等の取組事例集
(新たな人材確保と定着支援・ICT推進の取組など)
- 契約事務の手引
- 監事監査のチェックポイント(監事用)
- 決算関係書類等のチェックリスト(担当者用)
- 運営指導での主な指摘事項に関するQ&A
- 個別結果の公表

